

長野県特定疾病医療費助成事業実施要綱 新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第1条～第12条（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。 （施行前の準備）</p> <p>2 この要綱を施行するために必要な第5条及び第6条の規定による支給認定の手続、第10条及び第11条の規定による重症認定の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p>附 則（平成27年5月8日付け27保疾第156号健康福祉部長通知） （適用期日） 平成27年7月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月22日付け28保疾第1204号健康福祉部長通知） （適用期日）</p> <p>1 平成29年4月1日から適用する。 （経過措置）</p> <p>2 この改正前に交付された医療受給者証は、第6条第4項の規定により交付された医療受給者証とみなす。</p> <p>附 則（令和6年12月2日付け6保疾第760号健康福祉部長通知） （適用期日） 令和6年12月2日から適用する。（ただし、要綱第11条の改正については令和3年4月1日から適用する。）</p> <p>附 則（令和7年6月16日付け7疾感第385号健康福祉部長通知） （適用期日） 令和7年7月1日から適用する。</p> <p>診断基準（溶血性貧血） 重症度分類（溶血性貧血） 診断基準・重症度分類（汎発性血管内血液凝固）</p> | <p>第1条～第12条（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。 （施行前の準備）</p> <p>2 この要綱を施行するために必要な第5条及び第6条の規定による支給認定の手続、第10条及び第11条の規定による重症認定の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p>附 則（平成27年5月8日付け27保疾第156号健康福祉部長通知） （適用期日） 平成27年7月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成29年3月22日付け28保疾第1204号健康福祉部長通知） （適用期日）</p> <p>1 平成29年4月1日から適用する。 （経過措置）</p> <p>2 この改正前に交付された医療受給者証は、第6条第4項の規定により交付された医療受給者証とみなす。</p> <p>附 則（令和6年12月2日付け6保疾第760号健康福祉部長通知） （適用期日） 令和6年12月2日から適用する。（ただし、要綱第11条の改正については令和3年4月1日から適用する。）</p> <p>診断基準（溶血性貧血） 重症度分類（溶血性貧血） 診断基準・重症度分類（汎発性血管内血液凝固）</p> |

参考：第3条第3項関係
 特定疾病医療費助成事業における患者一部負担上限月額

| 階層区分 | 階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安 | | 原則 | | |
|--------|---|------------------|--------|--------|-----------|
| | | | 一般 | 高額かつ長期 | 人工呼吸器等装着者 |
| 要保護者 | - | | 0 | 0 | 0 |
| 低所得Ⅰ | 市町村民 税非課税 (世帯) | 本人年収 ～80万9千円 | 2,500 | 2,500 | 1,000 |
| 低所得Ⅱ | | 本人年収 80万9千円超～ | 5,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円) | | 10,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税課税以上7.1万円以上 25.1万円未満 (約370万円～約810万円) | | 20,000 | 10,000 | |
| 上位所得 | 市町村民税課税以上25.1万円以上 (約810万円～) | | 30,000 | 20,000 | |
| 入院時の食事 | | | 全額自己負担 | | |

参考：第3条第3項関係
 特定疾病医療費助成事業における患者一部負担上限月額

| 階層区分 | 階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安 | | 原則 | | |
|--------|---|----------------|--------|--------|-----------|
| | | | 一般 | 高額かつ長期 | 人工呼吸器等装着者 |
| 要保護者 | - | | 0 | 0 | 0 |
| 低所得Ⅰ | 市町村民 税非課税 (世帯) | 本人年収 ～80万円 | 2,500 | 2,500 | 1,000 |
| 低所得Ⅱ | | 本人年収 80万円超～ | 5,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円) | | 10,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税課税以上7.1万円以上 25.1万円未満 (約370万円～約810万円) | | 20,000 | 10,000 | |
| 上位所得 | 市町村民税課税以上25.1万円以上 (約810万円～) | | 30,000 | 20,000 | |
| 入院時の食事 | | | 全額自己負担 | | |